

坂井市市内業者及び準市内業者の認定基準要領

(趣旨)

第1条 この基準要領は、坂井市における入札参加資格を公平かつ公正に処理するため、坂井市入札参加資格者名簿に登載された者のうち、市内業者及び準市内業者として認定するに当たり、必要な要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 市内業者とは、常時契約を締結する事務所として坂井市内に本店又は本社（以下「本店等」という。）を有している業者で市税を完納している業者をいう。

2 建設工事の準市内業者とは、常時契約を締結する事務所として坂井市内に建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）の規定により許可を受けた支店、支社又は営業所（以下「支店等」という。）を有している業者で市税を完納している業者をいう。

3 測量・建設コンサルタント等の準市内業者とは、常時契約を締結する事務所として坂井市内に登録された支店等を有している業者で市税を完納している業者をいう。

4 前3項に規定する常時契約を締結する事務所とは、請負契約の見積、入札、契約締結など契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者及び準市内業者は、本店及び支店等において、市と契約を締結しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、準市内業者として認定するに当たり必要な要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務所としての形態を整えていること。

(2) 営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ、責任者が常駐していること。

この場合において、建設工事業者にあつては、営業所に建設業法で定める専任の技術者が常駐していなければならない。

(3) 常時連絡がとれる体制となっていること。

3 前項各号に該当する準市内業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項及び第3項に規定する支店等と認めないものとする。

(1) 事務等を執り行える事務用什器や事務用機器が具備されていないとき。

(2) 事務所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていないとき

(3) 人的な配置がなされておらず、かつ、配置人員が市外の本店等と兼務となっており、不在の状況が頻繁となっているとき。

(4) 常時、不在転送電話であつたり、単なる取次ぎ事務や当該事務に伴う連絡員を配置しているとき。

附 則

この要領は、平成19年7月10日から施行する。